

事前提出意見一覧

【岩見沢市パートナーシップ宣誓制度の考え方（案）について】

意見番号	ご意見・ご質問	事務局意見
1-1	<p>・今回のパートナーシップ宣誓制度の取り組みの中で、ここが岩見沢市は優遇されていますと言うところはあるでしょうか。また、逆にちょっと厳しいかなと思われるところはどこでしょうか。</p>	<p>・対象者に事実婚を含むか、居住要件に市外在住を認めるかについて、自治体によって取扱いが異なっております。岩見沢市は事実婚を含まず、市内在住者(転入予定含む)とする考えです。</p>
1-2	<p>・利用の手引きの中でのQ&A（よくあるご質問）については、このような色々な疑問や考え方があると思いますが、わかりやすく親切で良いと思います。</p>	<p>・利用の手引きにつきましては、Q&A（よくあるご質問）も含め、制度開始後も利用者からのご質問を踏まえ、市民の皆さまに分かりやすい手引きとなるよう、情報を更新していく予定です。</p>
1-3	<p>・利用可能となる行政サービスの中の北村勤労者住宅ですが、勤労者でなく年金暮らし同士のパートナーでも入居は可能でしょうか。</p>	<p>・北村勤労者住宅は、年金暮らし同士のパートナーでも入居可能です。（入居者の資格として定められている事項は、市税等に滞納がないこと、申込者とその同居親族が暴力団員でないことの2つです。）</p>
2-1	<p>・パートナーシップ宣誓制度における子育て支援サービス事業の活用状況どうなるのか。</p>	<p>・利用可能となる行政サービスに、保育所等の利用申込や留守家庭児童登録について記載しております。これ以外の行政サービスにつきましては今後検討してまいりたいと考えております。</p>
2-2	<p>・パートナーシップ制度の将来性について、現時点でファミリーシップ制度を含めた目標がある一歩なのか確認したい。</p>	<p>・ファミリーシップ制度や子どもに関する記載につきましては、他都市の状況や社会情勢の変化を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。</p>

意見番号	ご意見・ご質問	事務局意見
3-1	・利用できない行政サービスの中で、「戸籍の届け出(死亡届を除く)」とあるが、死亡届はパートナーでも届け出ることができるのであれば、利用可能な行政サービスにその旨を記載した方が分かりやすいと思います。	・死亡届の届出人となることができる方は親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人等、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者となっております。パートナーが同居者であった場合には届出人になることができますので、わかりやすくその旨を記載したいと考えております。

【第3次いわみざわ男女共同参画実践プランの進捗状況について】

意見番号	ご意見・ご質問	事務局意見
1-1	<p>【事業番号 2-20】農業を取り巻く問題は年々厳しくなっていますが、農業での女性リーダーの研修は必要不可欠だと思います。農務課と空知農業改良普及センターとの連携を密にして、女性農業士が一人でも多く選任されることを願っています。</p> <p>【事業番号 2-22】女性や若年層への農業者年金の加入促進は、年々物価が上昇して国民年金だけでは生活が成り立たない現状ですので、夫婦そろって農業者年金に加入した方が良いと思います。今後も加入促進してほしいと思います。</p> <p>【事業番号 2-23】道の駅や農協、イオン、生協等で地元の新鮮な野菜や味噌や漬物などを販売して活躍している方々を見ていて素晴らしい取り組みだと思っています。今後とも支援を続けていきたいと思っています。</p>	・担当課に伝達いたします。第3次実践プランでは「活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立」を重点項目の一つに定め、取組を進めることとしております。各担当課や関係団体と連携し取組を進めてまいります。

意見番号	ご意見・ご質問	事務局意見
1-2	<p>【事業番号 3-1】若年層に対するDV防止啓発事業は、人権擁護委員のデートDV出前講座の取り組みは4市5町で中高生、高校生、大学生、を対象に行っています。平成21年に由仁町立三川中学校で始めたのが最初で、子として丁度13年目になりますが、昨年度もコロナ禍の中ではありましたが、まずまずの実績（13校）を残すことができましたが、地元岩見沢市がいまいち伸び悩んでいるのが現状です。今後とも市民連携室（男女共同参画担当）と連携をとりながら啓発活動を続けていきたいと思っています。</p>	<p>・DV防止につきましては若年層からの意識啓発が大切であると考えております。若年層に対するDV防止啓発事業につきましては、全学校に広めていけるよう、校長会を通しての出前講座の周知を含め、働きかけてまいります。</p>